

水質検査計画

令和 6 年 4 月 1 日

立山町

令和6年度水質検査計画

立山町では、町民の皆様に安全な水を安定して供給するため水道法施行規則第15条第6項に基づき、令和6年度水質検査計画を以下のとおり定めます。

1 水道事業の概要

立山町には、現在10ヶ所の上水道の水道施設があります。

上水道管理センターで河川水を急速ろ過で処理し、処理された水は各配水池を經由し町内各所に給水されています。

山間部では、水源からポンプで汲み上げた原水に次亜塩素酸ナトリウムによる消毒を行った後、給水されています。

2 水源の種類等

上水道の水源

施設名	上水道管理センター	第1水源	第2水源	第3水源	第4水源	第5水源
原水の種類	表流水	浅井戸	浅井戸	浅井戸	浅井戸	浅井戸
浄水方法	急速ろ過	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒

施設名	横江	千寿ヶ原	芦峯寺	千垣	目桑第1水源	目桑第2水源
原水の種類	浅井戸	湧水	湧水	伏流水	湧水	湧水
浄水方法	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒

3 給水栓水及び水道原水の状況

(1) 給水栓水(蛇口の水)の水質の状況

過去の給水栓水の水質検査の結果はすべての項目で水質基準を満たしており安全な飲み水です。

(2) 水道原水の状況について

自己水源である浅井戸は、水田地帯に所在していることから、水田で使用する肥料や農薬が地下浸透するおそれがあります。そのため、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、pH値への影響について注意が必要です。

4 水質検査を行う地点

(1) 給水栓水(蛇口の水)

給水区域ごとに蛇口の水の採水地点を設置しています。給水区域が広範囲な上水道の施設については補足のために複数の採水地点を設けてあります。採水地点は各系統の給水区域や過去の水質検査との整合性を考慮し設定されています。なお、立山町では計10ヶ所の採水地点を設定しました。

(2) 水源池の水(原水)

立山町では、現在12ヶ所の水源より取水しており、水質検査を行います。

5 水質検査を行う項目

(1) 毎日検査

- (ア) 検査項目 色、濁り、消毒の残留効果
- (イ) 採水の場所 図1のとおり
- (ウ) 検査の回数 1日1回
- (エ) (ウ)の理由 水道法施行規則第15条第1項の規定による。
- (オ) 検査実施者 水道課職員等

(2) 定期の水質検査

- (ア) 検査項目 水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に規定する項目
- (イ) 採水の場所 図2のとおり
- (ウ) 検査の回数 別紙1-1～1-5のとおり
- (エ) (ウ)の理由 水道法施行規則第15条第1項の規定による。
- (オ) 検査実施者 株式会社北陸環境科学研究所 金沢営業所

(3) 原水の水質検査

- (ア) 検査項目 水質基準項目から、消毒副生成物11項目(総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、臭素酸及びホルムアルデヒド、塩素酸)を除く。
指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌)、クリプトスポリジウム
- (イ) 採水の場所 図2のとおり
- (ウ) 検査の回数 別紙2-1～2-4のとおり
- (エ) (ウ)の理由 厚生労働省通知に準じる
- (オ) 検査実施者 株式会社北陸環境科学研究所 金沢営業所

(4) 臨時の水質検査

水道より供給される水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合には、定期の水質検査に準じて、臨時の水質検査を行う。

- (ア) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (イ) 水源に異常があったとき
- (ウ) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器感染症が流行しているとき
- (エ) 浄水過程に異常があったとき
- (オ) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (カ) その他特に必要があると認められるとき

(5) 水質検査を委託する場合における当該委託の内容

1.委託の範囲

- (ア) 具体的な検査項目、頻度
別表に掲げる定期の検査項目、回数のすべて。
- (イ) 試料の採水及び運搬方法
水道課職員が、採水し、受託者が運搬を行う。(原則採水後、6時間以内に引き渡す)。
- (ウ) 臨時検査の取扱い
協議の上、検査項目・回数を決定する。

2.委託した検査の実施状況の確認方法

水質検査について、水質検査の結果の根拠となる資料(検量線、クロマトグラフ並びに濃度計算書等)を確認する。

6 その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項

(1) 水質検査結果の評価に関する事項

水質検査結果については、検査の都度、基準値超過がないか確認する。

(2) 水質検査計画の見直しに関する事項

水質検査計画の内容については、毎年3月に見直しを行う。

特に、年度内に得られた水質検査結果を踏まえ、次年度の定期の水質検査に係る検査頻度について留意する。

(3) 水質検査の精度・信頼性保証に関する事項

水質検査を委託している水質検査機関において精度管理がなされているか1年に1回確認を行う。

(4) 関係者との連携に関する事項等

水質汚染事故などが発生した場合には、富山県中部厚生センターに通報した上で、連携して迅速に対策を講じる。

別紙1-1 水質基準の項目と検査頻度(給水栓水)

令和6年度	採水場所
4箇所	横江頭首工(横江系)、上水道管理センター、おにぎりの志鷹(千寿ヶ原系) 芦峯公民館(芦峯寺系)

No.	水質基準項目	給水栓水質検査											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	●	●	●	◎	●	●	●	●	●	●	●	●
2	大腸菌	●	●	●	◎	●	●	●	●	●	●	●	●
3	カドミウム及びその化合物				◎								
4	水銀及びその化合物				◎								
5	セレン及びその化合物				◎								
6	鉛及びその化合物				◎								
7	ヒ素及びその化合物				◎								
8	六価クロム及びその化合物				◎								
9	亜硝酸態窒素				◎								
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○			◎			○			○		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				◎								
12	フッ素及びその化合物				◎								
13	ホウ素及びその化合物				◎								
14	四塩化炭素				◎								
15	1,4-ジオキサン				◎								
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				◎								
17	ジクロロメタン				◎								
18	テトラクロロエチレン				◎								
19	トリクロロエチレン				◎								
20	ベンゼン				◎								
21	塩素酸	○			◎			○			○		
22	クロロ酢酸	○			◎			○			○		
23	クロロホルム	○			◎			○			○		
24	ジクロロ酢酸	○			◎			○			○		
25	ジブロモクロロメタン	○			◎			○			○		
26	臭素酸	○			◎			○			○		
27	総トリハロメタン	○			◎			○			○		
28	トリクロロ酢酸	○			◎			○			○		
29	ブロモジクロロメタン	○			◎			○			○		
30	ブロモホルム	○			◎			○			○		
31	ホルムアルデヒド	○			◎			○			○		
32	亜鉛及びその化合物				◎								
33	アルミニウム及びその化合物				◎								
34	鉄及びその化合物	●	●	●	◎	●	●	●	●	●	●	●	●
35	銅及びその化合物				◎								
36	ナトリウム及びその化合物				◎								
37	マンガン及びその化合物				◎								
38	塩化物イオン	●	●	●	◎	●	●	●	●	●	●	●	●
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	●	●	●	◎	●	●	●	●	●	●	●	●
40	蒸発残留物				◎								
41	陰イオン界面活性剤				◎								
42	ジェオスミン				◎								
43	2-MIB				◎								
44	非イオン界面活性剤				◎								
45	フェノール類				◎								
46	有機物(全有機炭素の量)	●	●	●	◎	●	●	●	●	●	●	●	●
47	pH	●	●	●	◎	●	●	●	●	●	●	●	●
48	味	●	●	●	◎	●	●	●	●	●	●	●	●
49	臭気	●	●	●	◎	●	●	●	●	●	●	●	●
50	色度	●	●	●	◎	●	●	●	●	●	●	●	●
51	濁度	●	●	●	◎	●	●	●	●	●	●	●	●
	残留塩素	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	検査項目 合計	23	11	11	51	11	11	23	11	11	23	11	11

●:毎月検査11項目

11回/年

○:消毒副生成物12項目

3回/年

(3ヶ月に1回)

◎:全51項目

1回/年

別紙1-2 水質基準の項目と検査頻度(給水栓水)

令和6年度	採水場所
5箇所	立山町役場(向新庄系)、塚越公民館(大森配水系)、日中上野公民館(岩峯野系) 佐伯設備(千垣系)、目桑公民館(目桑系)

No.	水質基準項目	給水栓水質検査											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	●	●	●	◎	●	●	●	●	●	●	●	●
2	大腸菌	●	●	●	◎	●	●	●	●	●	●	●	●
3	カドミウム及びその化合物				◎								
4	水銀及びその化合物				◎								
5	セレン及びその化合物				◎								
6	鉛及びその化合物				◎								
7	ヒ素及びその化合物				◎								
8	六価クロム及びその化合物				◎								
9	亜硝酸態窒素				◎								
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○			◎			○			○		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				◎								
12	フッ素及びその化合物				◎								
13	ホウ素及びその化合物				◎								
14	四塩化炭素				◎								
15	1,4-ジオキサン				◎								
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				◎								
17	ジクロロメタン				◎								
18	テトラクロロエチレン				◎								
19	トリクロロエチレン				◎								
20	ベンゼン				◎								
21	塩素酸	○			◎			○			○		
22	クロロ酢酸	○			◎			○			○		
23	クロロホルム	○			◎			○			○		
24	ジクロロ酢酸	○			◎			○			○		
25	ジブロモクロロメタン	○			◎			○			○		
26	臭素酸	○			◎			○			○		
27	総トリハロメタン	○			◎			○			○		
28	トリクロロ酢酸	○			◎			○			○		
29	ブロモジクロロメタン	○			◎			○			○		
30	ブロモホルム	○			◎			○			○		
31	ホルムアルデヒド	○			◎			○			○		
32	亜鉛及びその化合物				◎								
33	アルミニウム及びその化合物				◎								
34	鉄及びその化合物	●	●	●	◎	●	●	●	●	●	●	●	●
35	銅及びその化合物				◎								
36	ナトリウム及びその化合物				◎								
37	マンガン及びその化合物				◎								
38	塩化物イオン	●	●	●	◎	●	●	●	●	●	●	●	●
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	●	●	●	◎	●	●	●	●	●	●	●	●
40	蒸発残留物	◇			◎			◇			◇		
41	陰イオン界面活性剤				◎								
42	ジェオスミン				◎								
43	2-MIB				◎								
44	非イオン界面活性剤				◎								
45	フェノール類				◎								
46	有機物(全有機炭素の量)	●	●	●	◎	●	●	●	●	●	●	●	●
47	pH	●	●	●	◎	●	●	●	●	●	●	●	●
48	味	●	●	●	◎	●	●	●	●	●	●	●	●
49	臭気	●	●	●	◎	●	●	●	●	●	●	●	●
50	色度	●	●	●	◎	●	●	●	●	●	●	●	●
51	濁度	●	●	●	◎	●	●	●	●	●	●	●	●
	残留塩素	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	検査項目 合計	24	11	11	51	11	11	24	11	11	24	11	11

●: 毎月検査11項目 11 回/年
 ○: 消毒副生成物12項目 3 回/年 (3ヶ月に1回)
 ◎: 全51項目 1 回/年
 ◇: 蒸発残留物 3 回/年 (3ヶ月に1回)

別紙1-3 水質基準の項目と検査頻度(給水栓水)

令和6年度	採水場所
1箇所	米道ポンプ場(岩峯野系)

No.	水質基準項目	給水栓水質検査											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2	大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3	カドミウム及びその化合物												
4	水銀及びその化合物												
5	セレン及びその化合物												
6	鉛及びその化合物												
7	ヒ素及びその化合物												
8	六価クロム及びその化合物												
9	亜硝酸態窒素												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素												
12	フッ素及びその化合物												
13	ホウ素及びその化合物												
14	四塩化炭素												
15	1,4-ジオキサン												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン												
17	ジクロロメタン												
18	テトラクロロエチレン												
19	トリクロロエチレン												
20	ベンゼン												
21	塩素酸												
22	クロロ酢酸												
23	クロロホルム												
24	ジクロロ酢酸												
25	ジブロモクロロメタン												
26	臭素酸												
27	総トリハロメタン												
28	トリクロロ酢酸												
29	ブロモジクロロメタン												
30	ブロモホルム												
31	ホルムアルデヒド												
32	亜鉛及びその化合物												
33	アルミニウム及びその化合物												
34	鉄及びその化合物	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
35	銅及びその化合物												
36	ナトリウム及びその化合物												
37	マンガン及びその化合物												
38	塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
40	蒸発残留物												
41	陰イオン界面活性剤												
42	ジェオスミン												
43	2-MIB												
44	非イオン界面活性剤												
45	フェノール類												
46	有機物(全有機炭素の量)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
47	pH	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
48	味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
49	臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
50	色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
51	濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	残留塩素	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	検査項目 合計	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11

●:毎月検査11項目

12回/年

別紙2-1 水質基準の項目と検査頻度(原水)

令和6年度	採水場所
1箇所	上水道管理センター

No.	水質基準項目	原水水質検査											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌			○						○			
2	大腸菌			○						○			
3	カドミウム及びその化合物			○						○			
4	水銀及びその化合物			○						○			
5	セレン及びその化合物			○						○			
6	鉛及びその化合物			○						○			
7	ヒ素及びその化合物			○						○			
8	六価クロム及びその化合物			○						○			
9	亜硝酸態窒素			○						○			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○						○			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○						○			
12	フッ素及びその化合物			○						○			
13	ホウ素及びその化合物			○						○			
14	四塩化炭素			○						○			
15	1,4-ジオキサン			○						○			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○						○			
17	ジクロロメタン			○						○			
18	テトラクロロエチレン			○						○			
19	トリクロロエチレン			○						○			
20	ベンゼン			○						○			
21	塩素酸												
22	クロロ酢酸												
23	クロロホルム												
24	ジクロロ酢酸												
25	ジブロモクロロメタン												
26	臭素酸												
27	総トリハロメタン												
28	トリクロロ酢酸												
29	ブロモジクロロメタン												
30	ブロモホルム												
31	ホルムアルデヒド												
32	亜鉛及びその化合物			○						○			
33	アルミニウム及びその化合物			○						○			
34	鉄及びその化合物			○						○			
35	銅及びその化合物			○						○			
36	ナトリウム及びその化合物			○						○			
37	マンガン及びその化合物			○						○			
38	塩化物イオン			○						○			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○						○			
40	蒸発残留物			○						○			
41	陰イオン界面活性剤			○						○			
42	ジェオスミン			○						○			
43	2-MIB			○						○			
44	非イオン界面活性剤			○						○			
45	フェノール類			○						○			
46	有機物(全有機炭素の量)			○						○			
47	pH			○						○			
48	味												
49	臭気			○						○			
50	色度			○						○			
51	濁度			○						○			
	検査項目 合計			39						39			
	指標菌検査(大腸菌、嫌気性芽胞菌)	○		○			○			○			
	クリプトスポリジウム検査			○			○						
	検査項目 合計	1		2			2			1			

別紙2-2 水質基準の項目と検査頻度(原水)

令和6年度	採水場所
6箇所	横江水源 地 第1水源、第2水源、第3水源、第4水源、第5水源

No.	水質基準項目	原水水質検査											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌			○									
2	大腸菌			○									
3	カドミウム及びその化合物			○									
4	水銀及びその化合物			○									
5	セレン及びその化合物			○									
6	鉛及びその化合物			○									
7	ヒ素及びその化合物			○									
8	六価クロム及びその化合物			○									
9	亜硝酸態窒素			○									
10	シアニ化物イオン及び塩化シア			○									
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○									
12	フッ素及びその化合物			○									
13	ホウ素及びその化合物			○									
14	四塩化炭素			○									
15	1,4-ジオキサン			○									
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○									
17	ジクロロメタン			○									
18	テトラクロロエチレン			○									
19	トリクロロエチレン			○									
20	ベンゼン			○									
21	塩素酸												
22	クロロ酢酸												
23	クロロホルム												
24	ジクロロ酢酸												
25	ジブロモクロロメタン												
26	臭素酸												
27	総トリハロメタン												
28	トリクロロ酢酸												
29	ブロモジクロロメタン												
30	ブロモホルム												
31	ホルムアルデヒド												
32	亜鉛及びその化合物			○									
33	アルミニウム及びその化合物			○									
34	鉄及びその化合物			○									
35	銅及びその化合物			○									
36	ナトリウム及びその化合物			○									
37	マンガン及びその化合物			○									
38	塩化物イオン			○									
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○									
40	蒸発残留物			○									
41	陰イオン界面活性剤			○									
42	ジェオスミン			○									
43	2-MIB			○									
44	非イオン界面活性剤			○									
45	フェノール類			○									
46	有機物(全有機炭素の量)			○									
47	pH			○									
48	味												
49	臭気			○									
50	色度			○									
51	濁度			○									
	検査項目 合計			39									
	指標菌検査(大腸菌、嫌気性芽胞菌)	○		○			○			○			
	クリプトスポリジウム検査												
	検査項目 合計	1		1			1			1			

別紙2-3 水質基準の項目と検査頻度(原水)

令和6年度	採水場所
3箇所	千垣配水池、芦峠寺水源、千寿ヶ原配水池

No.	水質基準項目	原水水質検査											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌			○									
2	大腸菌			○									
3	カドミウム及びその化合物			○									
4	水銀及びその化合物			○									
5	セレン及びその化合物			○									
6	鉛及びその化合物			○									
7	ヒ素及びその化合物			○									
8	六価クロム及びその化合物			○									
9	亜硝酸態窒素			○									
10	シアニ化物イオン及び塩化シアン			○									
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○									
12	フッ素及びその化合物			○									
13	ホウ素及びその化合物			○									
14	四塩化炭素			○									
15	1,4-ジオキサン			○									
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○									
17	ジクロロメタン			○									
18	テトラクロロエチレン			○									
19	トリクロロエチレン			○									
20	ベンゼン			○									
21	塩素酸												
22	クロロ酢酸												
23	クロロホルム												
24	ジクロロ酢酸												
25	ジブロモクロロメタン												
26	臭素酸												
27	総トリハロメタン												
28	トリクロロ酢酸												
29	ブロモジクロロメタン												
30	ブロモホルム												
31	ホルムアルデヒド												
32	亜鉛及びその化合物			○									
33	アルミニウム及びその化合物			○									
34	鉄及びその化合物			○									
35	銅及びその化合物			○									
36	ナトリウム及びその化合物			○									
37	マンガン及びその化合物			○									
38	塩化物イオン			○									
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○									
40	蒸発残留物			○									
41	陰イオン界面活性剤			○									
42	ジェオスミン			○									
43	2-MIB			○									
44	非イオン界面活性剤			○									
45	フェノール類			○									
46	有機物(全有機炭素の量)			○									
47	pH			○									
48	味												
49	臭気			○									
50	色度			○									
51	濁度			○									
	検査項目 合計			39									
	指標菌検査(大腸菌、嫌気性芽胞菌)	○		○			○			○			
	クリプトスポリジウム検査						○						
	検査項目 合計	1		1			2			1			

別紙2-4 水質基準の項目と検査頻度(原水)

令和6年度	採水場所
2箇所	目桑第1水源、目桑第2水源

No.	水質基準項目	原水水質検査											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌			○									
2	大腸菌			○									
3	カドミウム及びその化合物			○									
4	水銀及びその化合物			○									
5	セレン及びその化合物			○									
6	鉛及びその化合物			○									
7	ヒ素及びその化合物			○									
8	六価クロム及びその化合物			○									
9	亜硝酸態窒素			○									
10	シアニ化物イオン及び塩化シアン			○									
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○									
12	フッ素及びその化合物			○									
13	ホウ素及びその化合物			○									
14	四塩化炭素			○									
15	1,4-ジオキサン			○									
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○									
17	ジクロロメタン			○									
18	テトラクロロエチレン			○									
19	トリクロロエチレン			○									
20	ベンゼン			○									
21	塩素酸												
22	クロロ酢酸												
23	クロロホルム												
24	ジクロロ酢酸												
25	ジブロモクロロメタン												
26	臭素酸												
27	総トリハロメタン												
28	トリクロロ酢酸												
29	ブロモジクロロメタン												
30	ブロモホルム												
31	ホルムアルデヒド												
32	亜鉛及びその化合物			○									
33	アルミニウム及びその化合物			○									
34	鉄及びその化合物			○									
35	銅及びその化合物			○									
36	ナトリウム及びその化合物			○									
37	マンガン及びその化合物			○									
38	塩化物イオン			○									
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○									
40	蒸発残留物			○									
41	陰イオン界面活性剤			○									
42	ジェオスミン			○									
43	2-MIB			○									
44	非イオン界面活性剤			○									
45	フェノール類			○									
46	有機物(全有機炭素の量)			○									
47	pH			○									
48	味												
49	臭気			○									
50	色度			○									
51	濁度			○									
	検査項目 合計			39									
	指標菌検査(大腸菌、嫌気性芽胞菌)	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	クリプトスポリジウム検査						○						
	検査項目 合計	1	1	1	1	1	2	1	1	1			

上水道管理センター(浄水)

作成：立山町水道課

番号	項目	基準値	過去の検査の結果が基準値の二分の一以下 ^{注6}	過去の三年間の水質検査結果 ^{注2}				基準値との比較(いずれかに○)			検査頻度及び採水場所の結論			備考	
				R3年度	R4年度	R5年度	最大値	1/10以下	1/5以下	1/5超過	検査頻度 (左記結果を基に1つを選択)	採水場所(いずれかを選択) ^{注4}			
								概ね3年に1回以上	概ね1年に1回以上	検査基本頻度		給水栓	その他		
1	一般細菌	集落数100以下/mL										概ね1月に1回以上	○		
2	大腸菌	検出されないこと										概ね1月に1回以上	○		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下		0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	○				概ね3年に1回以上	○		
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下		0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	○				概ね3年に1回以上	○		
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○				概ね3年に1回以上	○		
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○				概ね3年に1回以上	○		
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○				概ね3年に1回以上	○		
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下		0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	○				概ね3年に1回以上	○		
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下		0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	○				概ね3年に1回以上	○		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下										概ね3月に1回以上	○		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下		0.15	0.2	0.1	0.2	○				概ね3年に1回以上	○		
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下		0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.08未満	○				概ね3年に1回以上	○		
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下		0.02未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	○				概ね3年に1回以上	○		
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	○				概ね3年に1回以上	○		
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	○				概ね3年に1回以上	○		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下		0.004未満	0.001未満	0.001未満	0.004未満	○				概ね3年に1回以上	○		
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下		0.002未満	0.001未満	0.001未満	0.002未満	○				概ね3年に1回以上	○		
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	○				概ね3年に1回以上	○		
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○				概ね3年に1回以上	○		
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○				概ね3年に1回以上	○		
21	塩素酸	0.6 mg/L以下										概ね3月に1回以上	○		
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下										概ね3月に1回以上	○		
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下										概ね3月に1回以上	○		
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下										概ね3月に1回以上	○		
25	ジブromクロロメタン	0.1 mg/L以下										概ね3月に1回以上	○		
26	臭素酸	0.01 mg/L以下										概ね3月に1回以上	○		
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下										概ね3月に1回以上	○		
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下										概ね3月に1回以上	○		
29	ブromジクロロメタン	0.03 mg/L以下										概ね3月に1回以上	○		
30	ブromホルム	0.09 mg/L以下										概ね3月に1回以上	○		
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下										概ね3月に1回以上	○		
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下		0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	○				概ね3年に1回以上	○		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下		0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	○				概ね3年に1回以上	○		
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下										概ね1月に1回以上 ^{注1}	○		
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下		0.01未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	○				概ね3年に1回以上	○		
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下		3	4.6	3.1	4.6	○				概ね3年に1回以上	○		
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	○				概ね3年に1回以上	○		
38	塩化物イオン	200 mg/L以下										概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下										概ね1月に1回以上 ^{注1}	○		
40	蒸発残留物	500 mg/L以下		80	55	53	80		○			概ね1年に1回以上	○		
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下		0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	○				概ね3年に1回以上	○		
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下										概ね1月に1回以上 ^{注5}	○		
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下										概ね1月に1回以上 ^{注5}	○		
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下		0.002未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	○				概ね3年に1回以上	○		
45	フェノール類	0.005 mg/L以下		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	○				概ね3年に1回以上	○		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下										概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
47	pH値	5.8以上8.6以下										概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
48	味	異常でないこと										概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
49	臭気	異常でないこと										概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
50	色度	5度以下										概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
51	濁度	2度以下										概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		

注1) 富山県及び富山市の行政指導部分

注2) 年度内に実施した結果の最大値を記載すること。検査頻度の省略のため、実施年度が異なる場合は検査結果の後ろに実施年度を記載すること

注3) 連続的に計測及び記録がなされている場合には「概ね3月に1回以上」とすることができる。

注4) その他：送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかである場合には、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかにおいて採取をすることができる。

注5) この項目を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く。

注6) 過去の検査の結果が基準値の二分の一以下であれば○を記入する。

横江系(浄水)

作成：立山町水道課

番号	項目	基準値	過去の検査の結果が基準値の二分の一以下 ^{注6}	過去の三年間の水質検査結果 ^{注2}				基準値との比較(いずれかに○)			検査頻度及び採水場所の結論			備考
				R3年度	R4年度	R5年度	最大値	1/10以下	1/5以下	1/5超過	検査頻度 (左記結果を基に1つを選択)	採水場所(いずれかを選択)		
								概ね3年に1回以上	概ね1年に1回以上	検査基本頻度		給水栓	その他 ^{注4}	
1	一般細菌	集落数100以下/mL									概ね1月に1回以上	○		
2	大腸菌	検出されないこと									概ね1月に1回以上	○		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下		0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	○			概ね3年に1回以上	○		
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下		0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	○			概ね3年に1回以上	○		
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○			概ね3年に1回以上	○		
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○			概ね3年に1回以上	○		
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○			概ね3年に1回以上	○		
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下		0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	○			概ね3年に1回以上	○		
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下		0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	○			概ね3年に1回以上	○		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下		0.43	0.4	0.5	0.5	○			概ね3年に1回以上	○		
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下		0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.08未満	○			概ね3年に1回以上	○		
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下		0.02未満	0.1未満	0.1未満	0.02未満	○			概ね3年に1回以上	○		
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	○			概ね3年に1回以上	○		
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	○			概ね3年に1回以上	○		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下		0.004未満	0.001未満	0.001未満	0.004未満	○			概ね3年に1回以上	○		
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下		0.002未満	0.001未満	0.001未満	0.002未満	○			概ね3年に1回以上	○		
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	○			概ね3年に1回以上	○		
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○			概ね3年に1回以上	○		
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○			概ね3年に1回以上	○		
21	塩素酸	0.6 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
25	ジブromクロロメタン	0.1 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
26	臭素酸	0.01 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
29	ブromジクロロメタン	0.03 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
30	ブromホルム	0.09 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下		0.01未満	0.01未満	0.03	0.03	○			概ね3年に1回以上	○		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下		0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	○			概ね3年に1回以上	○		
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下									概ね1月に1回以上 ^{注1}	○		
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下		0.01	0.05	0.09	0.09未満	○			概ね3年に1回以上	○		
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下		4	6.3	4.5	6.3	○			概ね3年に1回以上	○		
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	○			概ね3年に1回以上	○		
38	塩化物イオン	200 mg/L以下									概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下									概ね1月に1回以上 ^{注1}	○		
40	蒸発残留物	500 mg/L以下		100	68	70	100		○		概ね1年に1回以上	○		
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下		0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	○			概ね3年に1回以上	○		
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下									概ね1月に1回以上 ^{注5}	○		
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下									概ね1月に1回以上 ^{注5}	○		
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下		0.002未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	○			概ね1年に1回以上	○		
45	フェノール類	0.005 mg/L以下		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	○			概ね1年に1回以上	○		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下									概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
47	pH値	5.8以上8.6以下									概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
48	味	異常でないこと									概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
49	臭気	異常でないこと									概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
50	色度	5度以下									概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
51	濁度	2度以下									概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		

注1) 富山県及び富山市の行政指導部分

注2) 年度内に実施した結果の最大値を記載すること。検査頻度の省略のため、実施年度が異なる場合は検査結果の後ろに実施年度を記載すること

注3) 連続的に計測及び記録がなされている場合には「概ね3月に1回以上」とすることができる。

注4) その他：送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかである場合には、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかにおいて採取をすることができる。

注5) この項目を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く。

注6) 過去の検査の結果が基準値の二分の一以下であれば○を記入する。

芦峯寺系(浄水)

作成：立山町水道課

番号	項目	基準値	過去の検査の結果が基準値の二分の一以下 ^{注6}	過去の三年間の水質検査結果 ^{注2}				基準値との比較(いずれかに○)			検査頻度及び採水場所の結論			備考
				R3年度	R4年度	R5年度	最大値	1/10以下	1/5以下	1/5超過	検査頻度 (左記結果を基に1つを選択)	採水場所(いずれかを選択)		
								概ね3年に1回以上	概ね1年に1回以上	検査基本頻度		給水栓	その他 ^{注4}	
1	一般細菌	集落数100以下/mL									概ね1月に1回以上	○		
2	大腸菌	検出されないこと									概ね1月に1回以上	○		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下		0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	○			概ね3年に1回以上	○		
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下		0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	○			概ね3年に1回以上	○		
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○			概ね3年に1回以上	○		
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○			概ね3年に1回以上	○		
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○			概ね3年に1回以上	○		
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下		0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	○			概ね3年に1回以上	○		
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下		0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	○			概ね3年に1回以上	○		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下		0.5	0.50	0.5	0.5	○			概ね3年に1回以上	○		
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下		0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.08未満	○			概ね3年に1回以上	○		
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下		0.02未満	0.1未満	0.1未満	0.02未満	○			概ね3年に1回以上	○		
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	○			概ね3年に1回以上	○		
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	○			概ね3年に1回以上	○		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下		0.004未満	0.001未満	0.001未満	0.004未満	○			概ね3年に1回以上	○		
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下		0.002未満	0.001未満	0.001未満	0.002未満	○			概ね3年に1回以上	○		
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	○			概ね3年に1回以上	○		
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○			概ね3年に1回以上	○		
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○			概ね3年に1回以上	○		
21	塩素酸	0.6 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
25	ジブromクロロメタン	0.1 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
26	臭素酸	0.01 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
29	ブromジクロロメタン	0.03 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
30	ブromホルム	0.09 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下		0.01	0.04	0.02	0.04	○			概ね3年に1回以上	○		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下		0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	○			概ね3年に1回以上	○		
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下									概ね1月に1回以上 ^{注1}	○		
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下		0.01未満	0.05	0.05未満	0.05未満	○			概ね3年に1回以上	○		
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下		6	7.9	5.9	7.9	○			概ね3年に1回以上	○		
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	○			概ね3年に1回以上	○		
38	塩化物イオン	200 mg/L以下									概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下									概ね1月に1回以上 ^{注1}	○		
40	蒸発残留物	500 mg/L以下		90	71	72	90		○		概ね1年に1回以上	○		
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下		0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	○			概ね3年に1回以上	○		
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下									概ね1月に1回以上 ^{注5}	○		
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下									概ね1月に1回以上 ^{注5}	○		
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下		0.002未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	○			概ね3年に1回以上	○		
45	フェノール類	0.005 mg/L以下		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	○			概ね3年に1回以上	○		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下									概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
47	pH値	5.8以上8.6以下									概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
48	味	異常でないこと									概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
49	臭気	異常でないこと									概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
50	色度	5度以下									概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
51	濁度	2度以下									概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		

注1) 富山県及び富山市の行政指導部分

注2) 年度内に実施した結果の最大値を記載すること。検査頻度の省略のため、実施年度が異なる場合は検査結果の後ろに実施年度を記載すること

注3) 連続的に計測及び記録がなされている場合には「概ね3月に1回以上」とすることができる。

注4) その他、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかである場合には、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかにおいて採取をすることができる。

注5) この項目を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く。

注6) 過去の検査の結果が基準値の二分の一以下であれば○を記入する。

千寿ヶ原系(浄水)

作成：立山町水道課

番号	項目	基準値	過去の検査の結果が基準値の二分の一以下 ^{注6}	過去の三年間の水質検査結果 ^{注2}				基準値との比較(いずれかに○)			検査頻度及び採水場所の結論			備考
				R3年度	R4年度	R5年度	最大値	1/10以下	1/5以下	1/5超過	検査頻度 (左記結果を基に1つを選択)	採水場所(いずれかを選択)		
								概ね3年に1回以上	概ね1年に1回以上	検査基本頻度		給水栓	その他 ^{注4}	
1	一般細菌	集落数100以下/mL									概ね1月に1回以上	○		
2	大腸菌	検出されないこと									概ね1月に1回以上	○		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下		0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	○			概ね3年に1回以上	○		
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下		0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	○			概ね3年に1回以上	○		
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○			概ね3年に1回以上	○		
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○			概ね3年に1回以上	○		
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○			概ね3年に1回以上	○		
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下		0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	○			概ね3年に1回以上	○		
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下		0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	○			概ね3年に1回以上	○		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下		0.22	0.2	0.2	0.22	○			概ね3年に1回以上	○		
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下		0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.08未満	○			概ね3年に1回以上	○		
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下		0.02未満	0.1未満	0.1未満	0.02未満	○			概ね3年に1回以上	○		
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	○			概ね3年に1回以上	○		
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	○			概ね3年に1回以上	○		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下		0.004未満	0.001未満	0.001未満	0.004未満	○			概ね3年に1回以上	○		
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下		0.002未満	0.001未満	0.001未満	0.002未満	○			概ね3年に1回以上	○		
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	○			概ね3年に1回以上	○		
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○			概ね3年に1回以上	○		
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○			概ね3年に1回以上	○		
21	塩素酸	0.6 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
25	ジブromクロロメタン	0.1 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
26	臭素酸	0.01 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
29	ブromジクロロメタン	0.03 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
30	ブromホルム	0.09 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下		0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	○			概ね3年に1回以上	○		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下		0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	○			概ね3年に1回以上	○		
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下									概ね1月に1回以上 ^{注1}	○		
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下		0.01未満	0.05	0.05未満	0.05未満	○			概ね3年に1回以上	○		
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下		3	4.7	3.5	4.7	○			概ね3年に1回以上	○		
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	○			概ね3年に1回以上	○		
38	塩化物イオン	200 mg/L以下									概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下									概ね1月に1回以上 ^{注1}	○		
40	蒸発残留物	500 mg/L以下		83	61	69	83		○		概ね1年に1回以上	○		
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下		0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	○			概ね3年に1回以上	○		
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下									概ね1月に1回以上 ^{注5}	○		
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下									概ね1月に1回以上 ^{注5}	○		
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下		0.002未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	○			概ね3月に1回以上	○		
45	フェノール類	0.005 mg/L以下		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	○			概ね3年に1回以上	○		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下									概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
47	pH値	5.8以上8.6以下									概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
48	味	異常でないこと									概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
49	臭気	異常でないこと									概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
50	色度	5度以下									概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
51	濁度	2度以下									概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		

注1) 富山県及び富山市の行政指導部分

注2) 年度内に実施した結果の最大値を記載すること。検査頻度の省略のため、実施年度が異なる場合は検査結果の後ろに実施年度を記載すること

注3) 連続的に計測及び記録がなされている場合には「概ね3月に1回以上」とすることができる。

注4) その他：送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかである場合には、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかにおいて採取をすることができる。

注5) この項目を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く。

注6) 過去の検査の結果が基準値の二分の一以下であれば○を記入する。

大森系(浄水)

作成：立山町水道課

番号	項目	基準値	過去の検査の結果が基準値の二分の一以下 ^{注6}	過去の三年間の水質検査結果 ^{注2}				基準値との比較(いずれかに○)			検査頻度及び採水場所の結論			備考	
				R3年度	R4年度	R5年度	最大値	1/10以下	1/5以下	1/5超過	検査頻度 (左記結果を基に1つを選択)	採水場所(いずれかを選択) ^{注4}			
								概ね3年に1回以上	概ね1年に1回以上	検査基本頻度		給水栓	その他		
1	一般細菌	集落数100以下/mL										概ね1月に1回以上	○		
2	大腸菌	検出されないこと										概ね1月に1回以上	○		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下		0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	○				概ね3年に1回以上	○		
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下		0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	○				概ね3年に1回以上	○		
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○				概ね3年に1回以上	○		
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○				概ね3年に1回以上	○		
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○				概ね3年に1回以上	○		
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下		0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	○				概ね3年に1回以上	○		
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下		0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	○				概ね3年に1回以上	○		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下										概ね3月に1回以上	○		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下		1	1	0.9	1.00	○				概ね3年に1回以上	○		
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下		0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.08未満	○				概ね3年に1回以上	○		
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下		0.02未満	0.1未満	0.1未満	0.02未満	○				概ね3年に1回以上	○		
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	○				概ね3年に1回以上	○		
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	○				概ね3年に1回以上	○		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下		0.004未満	0.001未満	0.001未満	0.004未満	○				概ね3年に1回以上	○		
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下		0.002未満	0.001未満	0.001未満	0.002未満	○				概ね3年に1回以上	○		
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	○				概ね3年に1回以上	○		
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○				概ね3年に1回以上	○		
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○				概ね3年に1回以上	○		
21	塩素酸	0.6 mg/L以下										概ね3月に1回以上	○		
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下										概ね3月に1回以上	○		
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下										概ね3月に1回以上	○		
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下										概ね3月に1回以上	○		
25	ジブromクロロメタン	0.1 mg/L以下										概ね3月に1回以上	○		
26	臭素酸	0.01 mg/L以下										概ね3月に1回以上	○		
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下										概ね3月に1回以上	○		
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下										概ね3月に1回以上	○		
29	ブromジクロロメタン	0.03 mg/L以下										概ね3月に1回以上	○		
30	ブromホルム	0.09 mg/L以下										概ね3月に1回以上	○		
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下										概ね3月に1回以上	○		
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下		0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	○				概ね3年に1回以上	○		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下		0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	○				概ね3年に1回以上	○		
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下										概ね1月に1回以上 ^{注1}	○		
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下		0.01未満	0.05	0.05未満	0.05未満	○				概ね3年に1回以上	○		
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下		5	7.5	5.3	7.5	○				概ね3年に1回以上	○		
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	○				概ね3年に1回以上	○		
38	塩化物イオン	200 mg/L以下										概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下										概ね1月に1回以上 ^{注1}	○		
40	蒸発残留物	500 mg/L以下		131	120	110	131			○		概ね3月に1回以上	○		
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下		0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	○				概ね3年に1回以上	○		
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下										概ね1月に1回以上 ^{注5}	○		
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下										概ね1月に1回以上 ^{注5}	○		
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下		0.002未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	○				概ね3年に1回以上	○		
45	フェノール類	0.005 mg/L以下		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	○				概ね3年に1回以上	○		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下										概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
47	pH値	5.8以上8.6以下										概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
48	味	異常でないこと										概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
49	臭気	異常でないこと										概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
50	色度	5度以下										概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
51	濁度	2度以下										概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		

注1) 富山県及び富山市の行政指導部分

注2) 年度内に実施した結果の最大値を記載すること。検査頻度の省略のため、実施年度が異なる場合は検査結果の後ろに実施年度を記載すること

注3) 連続的に計測及び記録がなされている場合には「概ね3月に1回以上」とすることができる。

注4) その他：送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかである場合には、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかにおいて採取をすることができる。

注5) この項目を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く。

注6) 過去の検査の結果が基準値の二分の一以下であれば○を記入する。

向新庄系(浄水)

作成：立山町水道課

番号	項目	基準値	過去の検査の結果が基準値の二分の一以下 ^{注6}	過去の三年間の水質検査結果 ^{注2}				基準値との比較(いずれかに○)			検査頻度及び採水場所の結論			備考
				R3年度	R4年度	R5年度	最大値	1/10以下	1/5以下	1/5超過	検査頻度 (左記結果を基に1つを選択)	採水場所(いずれかを選択)		
								概ね3年に1回以上	概ね1年に1回以上	検査基本頻度		給水栓	その他 ^{注4}	
1	一般細菌	集落数100以下/mL									概ね1月に1回以上	○		
2	大腸菌	検出されないこと									概ね1月に1回以上	○		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下		0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	○			概ね3年に1回以上	○		
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下		0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	○			概ね3年に1回以上	○		
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○			概ね3年に1回以上	○		
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○			概ね3年に1回以上	○		
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○			概ね3年に1回以上	○		
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下		0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	○			概ね3年に1回以上	○		
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下		0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	○			概ね3年に1回以上	○		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下		0.56	0.6	0.6	0.6	○			概ね3年に1回以上	○		
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下		0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.08未満	○			概ね3年に1回以上	○		
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下		0.02未満	0.1未満	0.1未満	0.02未満	○			概ね3年に1回以上	○		
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	○			概ね3年に1回以上	○		
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	○			概ね3年に1回以上	○		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下		0.004未満	0.001未満	0.001未満	0.004未満	○			概ね3年に1回以上	○		
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下		0.002未満	0.001未満	0.001未満	0.002未満	○			概ね3年に1回以上	○		
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	○			概ね3年に1回以上	○		
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○			概ね3年に1回以上	○		
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○			概ね3年に1回以上	○		
21	塩素酸	0.6 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
25	ジブromクロロメタン	0.1 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
26	臭素酸	0.01 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
29	ブromジクロロメタン	0.03 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
30	ブromホルム	0.09 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下		0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	○			概ね3年に1回以上	○		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下		0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	○			概ね3年に1回以上	○		
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下									概ね1月に1回以上 ^{注1}	○		
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下		0.01未満	0.05	0.05未満	0.05未満	○			概ね3年に1回以上	○		
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下		5	7.3	5.0	7.3	○			概ね3年に1回以上	○		
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	○			概ね3年に1回以上	○		
38	塩化物イオン	200 mg/L以下									概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下									概ね1月に1回以上 ^{注1}	○		
40	蒸発残留物	500 mg/L以下		141	100	110	141			○	概ね3月に1回以上	○		
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下		0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	○			概ね3年に1回以上	○		
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下									概ね1月に1回以上 ^{注5}	○		
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下									概ね1月に1回以上 ^{注5}	○		
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下		0.002未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	○			概ね3年に1回以上	○		
45	フェノール類	0.005 mg/L以下		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	○			概ね3年に1回以上	○		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下									概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
47	pH値	5.8以上8.6以下									概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
48	味	異常でないこと									概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
49	臭気	異常でないこと									概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
50	色度	5度以下									概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
51	濁度	2度以下									概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		

注1) 富山県及び富山市の行政指導部分

注2) 年度内に実施した結果の最大値を記載すること。検査頻度の省略のため、実施年度が異なる場合は検査結果の後ろに実施年度を記載すること

注3) 連続的に計測及び記録がなされている場合には「概ね3月に1回以上」とすることができる。

注4) その他：送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかである場合には、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかにおいて採取をすることができる。

注5) この項目を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く。

注6) 過去の検査の結果が基準値の二分の一以下であれば○を記入する。

岩嶺野系(浄水)

作成：立山町水道課

番号	項目	基準値	過去の検査の結果が基準値の二分の一以下 ^{注6}	過去の三年間の水質検査結果 ^{注2}				基準値との比較(いずれかに○)			検査頻度及び採水場所の結論			備考
				R3年度	R4年度	R5年度	最大値	1/10以下	1/5以下	1/5超過	検査頻度 (左記結果を基に1つを選択)	採水場所(いずれかを選択)		
								概ね3年に1回以上	概ね1年に1回以上	検査基本頻度		給水栓	その他 ^{注4}	
1	一般細菌	集落数100以下/mL									概ね1月に1回以上	○		
2	大腸菌	検出されないこと									概ね1月に1回以上	○		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下		0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	○			概ね3年に1回以上	○		
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下		0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	○			概ね3年に1回以上	○		
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○			概ね3年に1回以上	○		
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○			概ね3年に1回以上	○		
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○			概ね3年に1回以上	○		
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下		0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	○			概ね3年に1回以上	○		
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下		0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	○			概ね3年に1回以上	○		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下		0.42	0.5	0.4	0.5	○			概ね3年に1回以上	○		
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下		0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.08未満	○			概ね3年に1回以上	○		
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下		0.02未満	0.1未満	0.1未満	0.02未満	○			概ね3年に1回以上	○		
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	○			概ね3年に1回以上	○		
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	○			概ね3年に1回以上	○		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下		0.004未満	0.001未満	0.001未満	0.004未満	○			概ね3年に1回以上	○		
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下		0.002未満	0.001未満	0.001未満	0.002未満	○			概ね3年に1回以上	○		
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	○			概ね3年に1回以上	○		
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○			概ね3年に1回以上	○		
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○			概ね3年に1回以上	○		
21	塩素酸	0.6 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
25	ジブromクロロメタン	0.1 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
26	臭素酸	0.01 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
29	ブromジクロロメタン	0.03 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
30	ブromホルム	0.09 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下		0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	○			概ね3年に1回以上	○		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下		0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	○			概ね3年に1回以上	○		
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下									概ね1月に1回以上 ^{注1}	○		
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下		0.01	0.05	0.05未満	0.05未満	○			概ね3年に1回以上	○		
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下		4	5.3	4.2	5.3	○			概ね3年に1回以上	○		
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	○			概ね3年に1回以上	○		
38	塩化物イオン	200 mg/L以下									概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下									概ね1月に1回以上 ^{注1}	○		
40	蒸発残留物	500 mg/L以下		113	74	76	113			○	概ね3月に1回以上	○		
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下		0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	○			概ね3年に1回以上	○		
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下									概ね1月に1回以上 ^{注5}	○		
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下									概ね1月に1回以上 ^{注5}	○		
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下		0.002未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	○			概ね3年に1回以上	○		
45	フェノール類	0.005 mg/L以下		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	○			概ね3年に1回以上	○		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下									概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
47	pH値	5.8以上8.6以下									概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
48	味	異常でないこと									概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
49	臭気	異常でないこと									概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
50	色度	5度以下									概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
51	濁度	2度以下									概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		

注1) 富山県及び富山市の行政指導部分

注2) 年度内に実施した結果の最大値を記載すること。検査頻度の省略のため、実施年度が異なる場合は検査結果の後ろに実施年度を記載すること

注3) 連続的に計測及び記録がなされている場合には「概ね3月に1回以上」とすることができる。

注4) その他：送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかである場合には、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかにおいて採取をすることができる。

注5) この項目を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く。

注6) 過去の検査の結果が基準値の二分の一以下であれば○を記入する。

千垣系(浄水)

作成：立山町水道課

番号	項目	基準値	過去の検査の結果が基準値の二分の一以下 ^{注6}	過去の三年間の水質検査結果 ^{注2}				基準値との比較(いずれかに○)			検査頻度及び採水場所の結論			備考
				R3年度	R4年度	R5年度	最大値	1/10以下	1/5以下	1/5超過	検査頻度 (左記結果を基に1つを選択)	採水場所(いずれかを選択)		
								概ね3年に1回以上	概ね1年に1回以上	検査基本頻度		給水栓	その他 ^{注4}	
1	一般細菌	集落数100以下/mL									概ね1月に1回以上	○		
2	大腸菌	検出されないこと									概ね1月に1回以上	○		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下		0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	○			概ね3年に1回以上	○		
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下		0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	○			概ね3年に1回以上	○		
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○			概ね3年に1回以上	○		
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○			概ね3年に1回以上	○		
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○			概ね3年に1回以上	○		
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下		0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	○			概ね3年に1回以上	○		
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下		0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	○			概ね3年に1回以上	○		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下		0.24	0.2	0.5	0.5	○			概ね1年に1回以上	○		
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下		0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.08未満	○			概ね3年に1回以上	○		
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下		0.02未満	0.1未満	0.1未満	0.02未満	○			概ね3年に1回以上	○		
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	○			概ね3年に1回以上	○		
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	○			概ね3年に1回以上	○		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下		0.004未満	0.001未満	0.001未満	0.004未満	○			概ね3年に1回以上	○		
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下		0.002未満	0.001未満	0.001未満	0.002未満	○			概ね3年に1回以上	○		
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	○			概ね3年に1回以上	○		
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○			概ね3年に1回以上	○		
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○			概ね3年に1回以上	○		
21	塩素酸	0.6 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
25	ジブromクロロメタン	0.1 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
26	臭素酸	0.01 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
29	ブromジクロロメタン	0.03 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
30	ブromホルム	0.09 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下									概ね3月に1回以上	○		
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下		0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	○			概ね3年に1回以上	○		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下		0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	○			概ね3年に1回以上	○		
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下									概ね1月に1回以上 ^{注1}	○		
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下		0.01	0.05	0.05未満	0.05未満	○			概ね3年に1回以上	○		
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下		5	6.6	4.7	6.6	○			概ね3年に1回以上	○		
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	○			概ね3年に1回以上	○		
38	塩化物イオン	200 mg/L以下									概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下									概ね1月に1回以上 ^{注1}	○		
40	蒸発残留物	500 mg/L以下		112	100	98	112			○	概ね3月に1回以上	○		
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下		0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	○			概ね3年に1回以上	○		
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下									概ね1月に1回以上 ^{注5}	○		
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下									概ね1月に1回以上 ^{注5}	○		
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下		0.002未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	○			概ね3年に1回以上	○		
45	フェノール類	0.005 mg/L以下		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	○			概ね3年に1回以上	○		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下									概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
47	pH値	5.8以上8.6以下									概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
48	味	異常でないこと									概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
49	臭気	異常でないこと									概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
50	色度	5度以下									概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
51	濁度	2度以下									概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		

注1) 富山県及び富山市の行政指導部分

注2) 年度内に実施した結果の最大値を記載すること。検査頻度の省略のため、実施年度が異なる場合は検査結果の後ろに実施年度を記載すること

注3) 連続的に計測及び記録がなされている場合には「概ね3月に1回以上」とすることができる。

注4) その他：送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかである場合には、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかにおいて採取をすることができる。

注5) この項目を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く。

注6) 過去の検査の結果が基準値の二分の一以下であれば○を記入する。

目桑系(浄水)

作成：立山町水道課

番号	項目	基準値	過去の検査の結果が基準値の二分の一以下 ^{注6}	過去の三年間の水質検査結果 ^{注2}				基準値との比較(いずれかに○)			検査頻度及び採水場所の結論			備考	
				R3年度	R4年度	R5年度	最大値	1/10以下	1/5以下	1/5超過	検査頻度 (左記結果を基に1つを選択)	採水場所(いずれかを選択) ^{注4}			
								概ね3年に1回以上	概ね1年に1回以上	検査基本頻度		給水栓	その他		
1	一般細菌	集落数100以下/mL										概ね1月に1回以上	○		
2	大腸菌	検出されないこと										概ね1月に1回以上	○		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下		0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	○				概ね3年に1回以上	○		
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下		0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	○				概ね3年に1回以上	○		
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○				概ね3年に1回以上	○		
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○				概ね3年に1回以上	○		
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○				概ね3年に1回以上	○		
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下		0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	○				概ね3年に1回以上	○		
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下		0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	○				概ね3年に1回以上	○		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下										概ね3月に1回以上	○		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下		0.51	0.5	0.4	0.51	○				概ね3年に1回以上	○		
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下		0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.08未満	○				概ね3年に1回以上	○		
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下		0.02未満	0.1未満	0.1未満	0.02未満	○				概ね3年に1回以上	○		
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	○				概ね3年に1回以上	○		
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	○				概ね3年に1回以上	○		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下		0.004未満	0.001未満	0.001未満	0.004未満	○				概ね3年に1回以上	○		
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下		0.002未満	0.001未満	0.001未満	0.002未満	○				概ね3年に1回以上	○		
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	○				概ね3年に1回以上	○		
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○				概ね3年に1回以上	○		
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○				概ね3年に1回以上	○		
21	塩素酸	0.6 mg/L以下										概ね3月に1回以上	○		
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下										概ね3月に1回以上	○		
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下										概ね3月に1回以上	○		
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下										概ね3月に1回以上	○		
25	ジブromクロロメタン	0.1 mg/L以下										概ね3月に1回以上	○		
26	臭素酸	0.01 mg/L以下										概ね3月に1回以上	○		
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下										概ね3月に1回以上	○		
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下										概ね3月に1回以上	○		
29	ブromジクロロメタン	0.03 mg/L以下										概ね3月に1回以上	○		
30	ブromホルム	0.09 mg/L以下										概ね3月に1回以上	○		
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下										概ね3月に1回以上	○		
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下		0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	○				概ね3年に1回以上	○		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下		0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	○				概ね3年に1回以上	○		
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下										概ね1月に1回以上 ^{注1}	○		
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下		0.01未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	○				概ね3年に1回以上	○		
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下		5	6.8	4.9	6.8	○				概ね3年に1回以上	○		
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	○				概ね3年に1回以上	○		
38	塩化物イオン	200 mg/L以下										概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下										概ね1月に1回以上 ^{注1}	○		
40	蒸発残留物	500 mg/L以下		106	82	84	106			○		概ね3月に1回以上	○		
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下		0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	○				概ね3年に1回以上	○		
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下										概ね1月に1回以上 ^{注5}	○		
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下										概ね1月に1回以上 ^{注5}	○		
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下		0.002未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	○				概ね3年に1回以上	○		
45	フェノール類	0.005 mg/L以下		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	○				概ね3年に1回以上	○		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下										概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
47	pH値	5.8以上8.6以下										概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
48	味	異常でないこと										概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
49	臭気	異常でないこと										概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
50	色度	5度以下										概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		
51	濁度	2度以下										概ね1月に1回以上 ^{注3}	○		

注1) 富山県及び富山市の行政指導部分

注2) 年度内に実施した結果の最大値を記載すること。検査頻度の省略のため、実施年度が異なる場合は検査結果の後ろに実施年度を記載すること

注3) 連続的に計測及び記録がなされている場合には「概ね3月に1回以上」とすることができる。

注4) その他：送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかである場合には、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかにおいて採取をすることができる。

注5) この項目を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く。

注6) 過去の検査の結果が基準値の二分の一以下であれば○を記入する。

図1 採水所在地 位置図（毎日検査）

平成十七年七月印刷

調製株式会社有澤地

富山県中野町五羽新田五

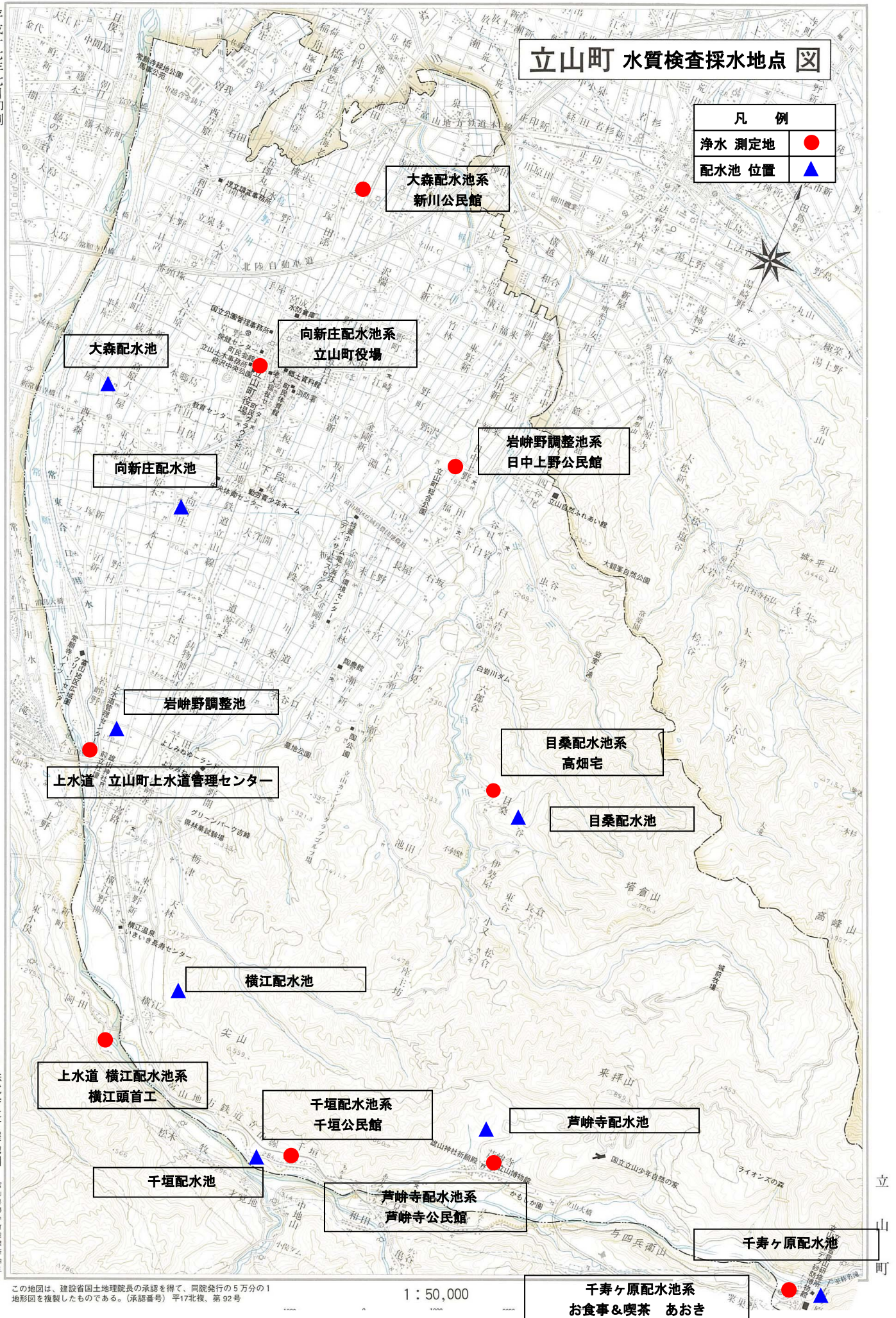


図2 採水所在地 位置図（浄水・原水）

平成十七年七月印刷

